

## 別表

## 運転免許等に関する手数料の標準

1 令第43条第1項関係

(単位:円)

手数料の種別	区分	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	650 (2,950)	3,450 (3,650)	4,100 (6,600)	700 (3,500)	3,200 (3,400)	3,900 (6,900)	200 (+300)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	普通自動車免許に係る試験	650 (1,250)	1,900 (2,100)	2,550 (3,350)	700 (1,300)	1,800 (2,000)	2,500 (3,300)	50 (-50)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,250	1,750	550	1,350	1,900	+150
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	650 (1,950)	1,950 (2,100)	2,600 (4,050)	700 (2,300)	2,100 (2,250)	2,800 (4,550)	+200 (+500)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,250	1,750	550	1,300	1,850	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	500	1,000	1,500	550	1,050	1,600	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	650 (3,300)	4,150 (4,350)	4,800 (7,650)	700 (3,450)	3,800 (4,000)	4,500 (7,450)	-300 (-200)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	仮運転免許に係る試験	650 (1,950)	2,250 (2,400)	2,900 (4,350)	700 (2,300)	2,250 (2,400)	2,950 (4,700)	+50 (+350)
指定自動車教習所修了者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	+100	
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者 (法第97条の2第1項第4号関係)	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	+100	

検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	300 (2,600)	3,600 (3,800)	3,900 (6,400)	350 (3,150)	3,600 (3,800)	3,950 (6,950)	+50 (+550)	
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	300 (900)	3,450 (3,650)	3,750 (4,550)	350 (950)	3,500 (3,700)	3,850 (4,650)	+100 (+100)	
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	600 (2,900)	1,300 (1,500)	1,900 (4,400)	650 (3,450)	1,400 (1,600)	2,050 (5,050)	+150 (+650)	
	普通自動車免許に係る再試験	600 (1,200)	1,150 (1,350)	1,750 (2,550)	650 (1,250)	1,300 (1,500)	1,950 (2,750)	+200 (+200)	
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	600 (1,900)	1,050 (1,200)	1,650 (3,100)	650 (2,250)	1,150 (1,300)	1,800 (3,550)	+150 (+450)	
	原動機付自転車免許に係る再試験	450	550	1,000	500	600	1,100	+100	
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (法第92条第1項の規定による免許証の交付)	1,150	900	2,050	1,500	850	2,350	+300	
	特定試験免除者に対する交付	800	900	1,700	1,250	850	2,100	+400	
	複数免許付与者に対する加算額 (法第92条第1項後段関係)	0	200	200	0	200	200	+0	
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (法第95条の2第11項の規定による免許証の交付)				1,700	850	2,550		
	仮運転免許に係る免許証	400	750	1,150	350	750	1,100	-50	
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	1,100	2,250	1,700	900	2,600	+350	
	仮運転免許に係る免許証	400	750	1,150	350	700	1,050	-100	
特定免許情報記録手数料	特定免許情報の記録 (法第95条の2第3項関係)	免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合				600	900	1,500	
		法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 (新規1枚)				600	950	1,550	
		特定試験免除者に対する記録				400	950	1,350	
		複数免許付与者に対する加算額 (法第92条第1項後段関係)				0	200	200	
		更新時不交付申出をする場合 (更新1枚)				300	500	800	
	免許情報記録の書換え	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対する書換え				600	950	1,550	
		免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対する書換え				0	100	100	
		複数免許付与者に対する加算額 (法第92条第1項後段関係)				0	200	200	
	免許証の更新(免許証及び免許情報記録の更新を除く。)		1,300	1,200	2,500	1,850	1,000	2,850	+350
更新時不交付申出をする場合 (法第101条の4の2第2項関係)					700	600	1,300		
經由申請をする場合 (法第101条の2の2第1項関係)		1,250	1,300	2,550	1,600	1,150	2,750	+200	

免許証等更新 手数料	免許情報記録の更新(免許証及び 免許情報記録の更新を除く。)	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき(法第101条の2の2第1項関係)				1,000	1,100	2,100	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき(法第101条の2の2第1項関係)				750	1,200	1,950	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき(法第101条の2の2第3項関係)				200	800	1,000	
	免許証及び免許情報記録の更新	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき(法第101条の2の2第1項関係)				1,850	1,100	2,950	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき(法第101条の2の2第1項関係)				1,600	1,250	2,850	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき(法第101条の2の2第3項関係)				1,600	900	2,500	
經由手数料	經由地書換申出をしない場合 (法第101条の2の2第1項関係)		200	350	550	400	350	750	+200
	經由地書換申出をする場合 (法第101条の2の2第3項関係)					950	750	1,700	
認知機能検査 手数料			400	650	1,050	400	650	1,050	+0
運転技能検査 手数料			1,050	2,500	3,550	1,150	2,500	3,650	+100
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査		700 (2,000)	700 (850)	1,400 (2,850)	650 (2,250)	700 (850)	1,350 (3,100)	-50 (+250)
技能検定員資格者証交付 手数料			200	950	1,150	200	950	1,150	+0
技能検定員審査 手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		2,950	20,450	23,400	3,550	20,200	23,750	+350
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		1,100	18,400	19,500	1,100	18,700	19,800	+300
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		1,200	13,500	14,700	1,600	12,850	14,450	-250
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)		3,150	18,350	21,500	3,350	18,850	22,200	+700
教習指導員資格者証交付 手数料			200	950	1,150	200	950	1,150	+0
教習指導員審査 手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査		2,700	11,850	14,550	3,300	11,800	15,100	+550
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		1,000	10,850	11,850	1,000	11,000	12,000	+150
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		1,200	8,450	9,650	1,600	8,350	9,950	+300
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)		3,050	9,400	12,450	3,250	9,600	12,850	+400
国外運転免許証交付 手数料			900	1,450	2,350	950	1,300	2,250	-100
	安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号関係)		450	300	750	550	300	850	+100
	取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号関係)		1,050	1,300	2,350	1,100	1,300	2,400	+50
	停止処分者講習(法第108条の2第1項第3号関係)		700	1,250	1,950	700	1,250	1,950	+0

## 講習手数料

大型自動車等講習(法第108条の2第1項第4号関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者)に係る講習	2,450	2,000	4,450	2,650	2,000	4,650	+200
	準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者を除く。)に係る講習	1,850	1,650	3,500	2,100	1,700	3,800	+300
	普通自動車免許に係る講習	1,450	1,350	2,800	1,700	1,350	3,050	+250
大型自動二輪車等講習(法第108条の2第1項第5号関係)	大型自動二輪車免許に係る講習	2,800	1,350	4,150	2,950	1,350	4,300	+150
	普通自動二輪車免許に係る講習	2,650	1,350	4,000	2,850	1,350	4,200	+200
原付講習(法第108条の2第1項第6号関係)		500	1,000	1,500	750	1,000	1,750	+250
旅客自動車講習(法第108条の2第1項第7号関係)		1,550	1,550	3,100	1,650	1,550	3,200	+100
応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号関係)		1,000	400	1,400	1,450	400	1,850	+450
指定自動車教習所職員講習(法第108条の2第1項第9号関係)		450	300	750	600	300	900	+150
初心運転者講習(法第108条の2第1項第10号関係)	準中型自動車免許に係る講習	600	1,550	2,150	700	1,600	2,300	+150
	普通自動車免許に係る講習	500	1,550	2,050	550	1,600	2,150	+100
	大型自動二輪車免許に係る講習	1,150	1,550	2,700	1,250	1,600	2,850	+150
	普通自動二輪車免許に係る講習	1,000	1,550	2,550	1,100	1,600	2,700	+150
	原動機付自転車免許に係る講習	850	1,600	2,450	950	1,600	2,550	+100
更新時講習(法第108条の2第1項第11号関係)	優良運転者に対する講習(対面講習)	200	300	500	200	300	500	+0
	優良運転者に対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
	一般運転者に対する講習(対面講習)	300	500	800	300	500	800	+0
	一般運転者に対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
	違反運転者等であって、特定基準不該当でないものに対する講習	600	750	1,350	600	800	1,400	+50
	違反運転者等であって、特定基準不該当であるものに対する講習(対面講習)	300	500	800	300	500	800	+0
	違反運転者等であって、特定基準不該当であるものに対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
高齢者講習(法第108条の2第1項第12号関係)	普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	2,050	4,400	6,450	2,200	4,400	6,600	+150
	上記以外の者に対する講習	650	2,250	2,900	700	2,250	2,950	+50
違反者講習(法第108条の2第1項第13号関係)	実車等指導を含む講習	4,800	7,700	12,500	5,150	7,750	12,900	+400
	実車等指導を含まない講習	3,550	5,500	9,050	3,800	5,550	9,350	+300
若年運転者講習(法第108条の2第1項第14号関係)		900	1,350	2,250	1,250	1,350	2,600	+350
特定小型原動機付自転車運転者講習(法第108条の2第1項第15号関係)		550	1,450	2,000	600	1,500	2,100	+100

	自転車運転者講習 (法第108条の2第1項第16号関係)	550	1,450	2,000	550	1,500	2,050	+50
通知手数料		850	50	900	950	50	1,000	+100

備考1 ( )内の金額は、公安委員会が提供する自動車を使用して技能試験等を受ける場合の金額である。

備考2 印がある講習は、講習1時間当たりの金額を示している。

2 令第43条第2項関係(技能検定員審査手数料から減ずる額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	-200
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	300	6,400	6,700	300	6,050	6,350	-350
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	+0
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	+0
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,350	2,350	0	2,600	2,600	+250
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	1,800	1,800	0	1,800	1,800	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	2,750	10,300	13,050	3,350	9,750	13,100	+50
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	5,500	5,500	0	5,550	5,550	+50

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	+100
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	100	6,000	6,100	100	6,150	6,250	+150
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
5 技能検定の実施に関する知識	0	1,900	1,900	0	1,850	1,850	-50
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,050	2,050	0	2,000	2,000	-50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	900	9,650	10,550	850	9,950	10,800	+250
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	+50

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	-50
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	50	2,050	2,100	100	1,800	1,900	-200
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,650	2,650	0	2,550	2,550	-100
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,550	2,550	0	2,400	2,400	-150
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,000	3,450	4,450	1,400	3,050	4,450	+0
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	+50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	+200
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	7,250	7,400	200	7,550	7,750	+350
3 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,700	3,700	0	3,750	3,750	+50
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	+50
5 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,000	11,550	14,550	3,100	12,000	15,100	+550

3 令第43条第3項関係(教習指導員審査手数料から減ずる額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	-200
2 技能教習に必要な教習の技能	50	1,350	1,400	50	1,350	1,400	+0
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,500	1,500	0	1,550	1,550	+50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	2,550	5,250	7,800	3,100	5,100	8,200	+400
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	3,350	3,350	0	3,400	3,400	+50

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	+100
2 技能教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	800	4,950	5,750	800	5,100	5,900	+150
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,850	2,850	0	2,850	2,850	+0

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	-50
2 技能教習に必要な教習の技能	50	1,300	1,350	50	1,300	1,350	+0
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	+50
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	+50
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,000	2,700	3,700	1,350	2,550	3,900	+200
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,750	2,750	0	2,750	2,750	+0

(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	+200
2 技能教習に必要な教習の技能	50	2,000	2,050	50	2,050	2,100	+50
3 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	+50
4 1及び2のいずれをも免除される者である場合	2,850	6,300	9,150	3,000	6,500	9,500	+350